定　　款

社会福祉法人　　川福会

社会福祉法人　　# 川　福　会　　定　款

昭和５６年１０月１９日認可
厚生省社第９２９号

昭和５９年１１月２４日認可
厚生省社第９７２号

平成　２年１１月　９日一部変更認可
大阪府指令福総第　２－　２６号

平成　４年１２月　１日一部変更認可
大阪府指令福政第　２－　８４号

平成　６年　３月２５日一部変更認可
大阪府指令福政第　２－１８２号

平成　７年　３月１６日一部変更認可
大阪府指令福祉第　９－３０７号

平成　７年１２月　７日一部変更認可
大阪府指令福祉第　９－　８４号

平成　９年　８月　７日一部変更認可
大阪府指令福祉第　９－　５９号

平成１０年　９月　８日一部変更認可
大阪府指令福指第　９－１０１号

平成１２年　３月２２日一部変更認可
大阪府指令福指第　９－２８３号

平成１３年　９月２８日一部変更認可
大阪府指令医福第７９－２４４号

平成１４年　５月２１日一部変更認可
大阪府指令医福第７９－　２９号

平成１５年　７月２８日一部変更認可
大阪府指令医福第　３－１１４号

平成１６年　５月１２日一部変更認可
大阪府指令法指第　３－　２２号

平成１７年　６月１３日一部変更認可
東大阪市指令福第　　３５号

平成１８年１１月　６日一部変更認可
東大阪市指令福第　　２８９号

平成１９年　５月１７日一部変更認可
東大阪市指令福第　　２３０号

平成１９年１１月１９日一部変更認可
東大阪市指令福第　　３０３号

平成２１年１２月１０日一部変更認可
東大阪市指令福第　　１４３号

平成２４年　２月　６日一部変更認可
東大阪市指令福第　　１０００号

平成２４年１２月２５日一部変更認可
東大阪市指令福第　　１８５号

平成２８年　１月　８日一部変更認可
大阪府指令指監　第３－１３６号

平成２８年　９月１３日一部変更認可
大阪府指令指監　第３－　６８号

平成２９年　２月　３日一部変更認可
大阪府指令指監　第３－１０２号

平成２９年　５月２９日一部変更認可
大阪府指令指監　第３－　１５号

平成２９年　８月　１日一部変更認可
大阪府指令指監　第３－　３３号

平成３０年　１月１０日一部変更認可
大阪府指令指監　第３－　７８号

平成３０年　７月３１日一部変更認可
大阪府指令福法　第３－　４４号

令和　元年１２月１８日一部変更認可
大阪府指令福法　第３－　６３号

令和　４年　５月　６日一部変更認可
大阪府指令福法　第３－　　６号

令和　４年　７月２５日一部変更認可
大阪府指令福法　第３－　２６号

令和　７年　４月１０日一部変更認可
大阪府指令福法　第１０６－４号

目　　次

第１章　総則（第１条～第４条）……１～２

第２章　評議員（第５条～第９条）……２～３

第３章　評議員会（第１０条～第１５条）
……３～４

第４章　役員及び会計監査人並びに職員（第１６条～第２７条）
……４～７

第５章　運営協議会（第２８条～第３３条）……７

第６章　理事会（第３４条～第３８条）……７～８

第７章　資産及び会計（第３９～第４７条）……８～１２

第８章　公益を目的とする事業（第４８条）……１２

第９章　解散（第４９条～第５０条）……１２～１３

第１０章　定款の変更（第５１条）……１３

第１１章　公告の方法その他（第５２条～第５３条）……１３

附則　……１３～１４

社会福祉法人 川福会定款

第１章　総　則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第１種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（ロ）軽費老人ホームの経営

（２）第２種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人デイサービスセンターの経営

（ハ）老人介護支援センターの経営

（ニ）老人短期入所事業の経営

（ホ）老人居宅介護等事業の経営

（ヘ）障害福祉サービス事業の経営

（ト）移動支援事業の経営

（チ）無料低額介護老人保健施設の経営

（リ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（ヌ）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人川福会という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の増進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）
第４条
この法人の事務所を大阪府東大阪市出雲井本町３番２５号に置く。
２ 前項のほか、従たる事務所を大阪府東大阪市長田中１丁目４番１７－３１０号及び大阪府大阪市鶴見区諸口６丁目１５番７４号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）
第５条　この法人には、評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
２ 評議員選任・解任委員会は、監事２名、法人本部職員１名、外部委員２名の合計５名で構成する。
３ 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４ 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５ 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の２名が出席し、かつ、外部委員の２名が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第７条　社会福祉法第 40 条第４項及び第５項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第６項第１号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第８条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２ 評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
３ 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

（評議員の報酬等）
第９条　評議員に対して、各年度の総額が２，５００，０００円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第３章　評議員会

（構成）
第１０条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第１１条　評議員会は、次の事項について決議する。
（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
（２）理事及び監事の報酬等の額
（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）及び財産目録の承認
（５）定款の変更
（６）残余財産の処分
（７）基本財産の処分
（８）社会福祉充実計画の承認
（９）事業計画及び収支予算
(10) 事業譲渡または事業譲受の承認
(11) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
(12) 公益事業に関する重要な事項
(13) 解散
(14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１２条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３か月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第１３条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第１４条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く

評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）監事の解任
（２）定款の変更
（３）その他法令で定められた事項
３ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１６条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４ 第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の議決があったものとみなす。

（議事録）
第１５条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに署名する

第４章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）
第１６条　この法人には、次の役員を置く。
（１）理事　６名以上８名以内
（２）監事　２名
２ 理事のうち１名を理事長とする。
３ 理事長以外の理事のうち１名以上を、理事会の決議により、副理事長、常務理事とすることができる。
４ 前項の副理事長、常務理事をもって社会福祉法四五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。
５ この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）
第１７条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
２ 理事長、副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）
第１８条　社会福祉法第４４条第６項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、

理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
２ 社会福祉法第４４条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）
第１９条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２ 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
３ 理事長、副理事長、常務理事は、毎会計年度に３か月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２０条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２ 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）
第２１条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。
２ 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）
第２２条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２ 理事又は監事は、第１６条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
３ 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会におい

て別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。
４ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

（役員及び会計監査人の解任）
第２３条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
２ 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
３ 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）
第２４条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
２ 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（責任の免除）
第２５条　理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）
第２６条　理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、責任限定契約書において金１０万円以上であらか

じめ定めた額と社会福祉法第４５条の２２の２において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１１３条第１項第２号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職員）
第２７条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　運営協議会

（運営協議会の設置）
第２８条　この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）
第２９条　運営協議会の委員は５名とする。

（運営協議会の委員の選任）
第３０条　運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
（１）地域の代表者
（２）利用者又は利用者の家族の代表者
（３）その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）
第３１条　法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）
第３２条　理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）
第３３条　運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第６章　理事会

（構成）
第３４条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）
第３５条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては 理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）理事長、副理事長、常務理事の選定及び解職

（招集）
第３６条　理事会は、理事長が招集する。
２ 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第３７条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２ 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項に加わることができるものに限る。）全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３８条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２ 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第７章　資産及び会計

（資産の区分）
第３９条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）定期預金　　２００万円
（２）建物
（イ）大阪府東大阪市出雲井本町３３７番地５外１筆所在の鉄筋コンクリート造陸屋根６階建、特別養護老人ホーム福寿苑及び東大阪市老人通園センター福寿苑１棟（1,936.22 ㎡）
（ロ）大阪府東大阪市古箕輪１丁目４５９番地外２所在の鉄筋コンクリート造陸屋根５階建、特別養護老人ホームみのわの里１棟（4,840.16 ㎡）
（ハ）大阪府東大阪市出雲井本町３３６番地外５筆所在の鉄筋コンクリート造陸屋根５階建老人保健施設枚岡の里１棟（3,167.77 ㎡）
（ニ）大阪府東大阪市出雲井本町４００番地１外７筆所在の鉄筋コンクリート

造陸屋根・ルーフィング葺地下１階付５階建、軽費老人ホームケアハウスひらおか１棟（2,918.82 ㎡）

（ホ）大阪府東大阪市喜里川町１３０番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階付５階建、軽費老人ホームケアハウス喜里川１棟（3,315.82 ㎡）

（ヘ）大阪府東大阪市布市町２丁目３２７番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根５階建特別養護老人ホーム布市福寿苑１棟（4,395.34 ㎡）

（ト）大阪府東大阪市布市町２丁目３２７番地所在の鉄骨造瓦葺２階建グループホーム布市真寿庵１棟（281.24 ㎡）

（チ）大阪府東大阪市長田東１丁目６２番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根８階建介護老人保健施設長田の里１棟（3684.22 ㎡）

（リ）大阪府大東市御領３丁目 27 番地４、27 番地６所在の鉄骨造陸屋根２階建小規模多機能ホームごりょうの家１棟（645.79 ㎡）、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建事務所（28.05 ㎡）

（ヌ）大阪府大阪市鶴見区諸口 6 丁目 201 番地外 3 筆所在の鉄骨造陸屋根 4 階建介護老人保健施設すいれん１棟（3,663.45 ㎡）、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建集塵庫（17.81 ㎡）

（３）土地

（イ）大阪府東大阪市出雲井本町３３５番１所在の老人保健施設枚岡の里敷地（16.52 ㎡）

（ロ）大阪府東大阪市出雲井本町３３６番１所在の老人保健施設枚岡の里敷地（477.65 ㎡）

（ハ）大阪府東大阪市出雲井本町３３６番４所在の老人保健施設枚岡の里敷地（75.51 ㎡）

（ニ）大阪府東大阪市出雲井本町３３７番６所在の老人保健施設枚岡の里敷地（210.40 ㎡）

（ホ）大阪府東大阪市出雲井本町３３９番１所在の老人保健施設枚岡の里敷地（142.79 ㎡）

（ヘ）大阪府東大阪市出雲井本町４０１番４所在の老人保健施設枚岡の里敷地（16.99 ㎡）

（ト）大阪府東大阪市出雲井本町４０１番５所在の老人保健施設枚岡の里敷地（145.95 ㎡）

（チ）大阪府東大阪市出雲井本町４０５番８所在の老人保健施設枚岡の里敷地（28.36 ㎡）

（リ）大阪府東大阪市出雲井本町３３６番２所在の軽費老人ホームケアハウスひらおか敷地（12.70 ㎡）

（ヌ）大阪府東大阪市出雲井本町３３６番３所在の軽費老人ホームケアハウスひらおか敷地（1.67 ㎡）

（ル）大阪府東大阪市出雲井本町３３６番５所在の軽費老人ホームケアハウスひらおか敷地（5.74 ㎡）

（ヲ）大阪府東大阪市出雲井本町３３７番２所在の軽費老人ホームケアハウスひらおか敷地（62.97㎡）
（ワ）大阪府東大阪市出雲井本町３３９番４所在の軽費老人ホームケアハウスひらおか敷地（151.41㎡）
（カ）大阪府東大阪市出雲井本町３４０番７１所在の軽費老人ホームケアハウスひらおか敷地（284.35㎡）
（ヨ）大阪府東大阪市出雲井本町４００番１所在の軽費老人ホームケアハウスひらおか敷地（548.20㎡）
（タ）大阪府東大阪市出雲井本町４０１番３所在の軽費老人ホームケアハウスひらおか敷地（209.08㎡）
（レ）大阪府東大阪市出雲井本町４０２番６所在の軽費老人ホームケアハウスひらおか敷地（43.85㎡）
（ソ）大阪府東大阪市出雲井本町４０５番４所在の軽費老人ホームケアハウスひらおか敷地（2.37㎡）
（ツ）大阪府東大阪市喜里川町１３０番所在の軽費老人ホームケアハウス喜里川敷地（1398.34㎡）
（ネ）大阪府東大阪市布市町２丁目３２７番所在の特別養護老人ホーム布市福寿苑敷地（2,459.46㎡）
（ナ）大阪府東大阪市長田東１丁目６２番１所在の介護老人保健施設長田の里敷地（1302.99㎡）
（ラ）大阪府東大阪市長田東１丁目８７番５所在の介護老人保健施設長田の里敷地（112.00㎡）
（ム）大阪府東大阪市出雲井本町３３７番５所在の特別養護老人ホーム福寿苑敷地（1460.15㎡）
（ウ）大阪府大東市御領３丁目２７番４所在の小規模多機能ホームごりょうの家敷地（813.00㎡）
（ヰ）大阪府大東市御領３丁目２７番６所在の小規模多機能ホームごりょうの家敷地（60.75㎡）

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、第４６条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第４０条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

（１）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第４１条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第４２条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２ 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第４３条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第６号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２ 前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３ 第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１） 監査報告

（２） 会計監査報告

（３）理事及び監事並びに評議員の名簿
（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（５）事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第４４条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第４５条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第４６条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の３分の２以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

（保有する株式に係る議決権の行使）
第４７条　この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の３分の２以上の承認を要する。

第８章　公益を目的とする事業

（種別）
第４８条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
（１）居宅介護支援事業
（２）訪問入浴介護事業
（３）地域包括支援センターの経営
（４）介護予防支援事業
（５）地域支援事業
２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第９章　解散

（解散）
第４９条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号ま

での解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第５０条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第１０章　定款の変更

（定款の変更）
第５１条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２ 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第１１章　公告の方法その他

（公告の方法）
第５２条　この法人の公告は、社会福祉法人川福会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第５３条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	川西　主	理　事	中嶋　義平
理　事	辰巳　佐太郎	理　事	鈴木　清士
理　事	北川　謙次	理　事	木田　英嗣
理　事	大西　誠一	理　事	川西　崇
理　事	木積　一仁	監　事	砂本　清
理　事	樋口　忠雄		